（農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部改正）

第五条　農林水産省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年農林水産省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後	改正前
次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十二　（略） 二十三　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項及び第二項 二十四～三十一　（略）	次に掲げる法律の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の法令の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 一～二十二　（略） 二十三　主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号）第五十二条第一項 二十四～三十一　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律（次条及び附則第四条において「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、この省令の公布の日から施行する。

（米穀の出荷又は販売の事業の届出に関する準備行為）

第二条　改正法による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第百十三号。附則第四条において「新法」という。）第四十七条第一項の規定による届出をしなければならない者は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の六月前の日から施行日の前日までの間においても、第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定の例により書類を提出することができる。この場合において、当該提出をした者は、施行日において同項の規定により書類を提出したものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（生産製造連携事業計画の記載事項に関する経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号。以下この条において「利用促進法」という。）第四条第一項の規定による認定を受けている者であって、その行う米穀等取扱事業（新法第八条に規定する米穀等取扱事業をいう。）の用に供する新用途米穀（利用促進法第二条第二項に規定する新用途米穀をいう。）の数量が新法第九条第一項又は第四十七条第一項に規定する規模以上であるものは、同法第九条第一項若しくは第四十七条第一項の規定、改正法附則第二条第一項又は附則第二条の規定による届出をした場合には、その認定に係る生産製造連携事業計画（利用促進法第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画をいう。以下この条において同じ。）については、第三条の規定による改正後の米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則第五条第一号及び第二号の事項を記載した生産製造連携事業計画とみなす。

（様式に関する経過措置）

第五条　この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則別記様式第十三号及び第四条の規定による改正前の日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令別記様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、それぞれ第一条の規定による改正後の主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則別記様式第十号及び第四条の規定による改正後の日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令別記様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による証明書については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○経済産業省令第七十二号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二十九条第五項の規定に基づき、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）を実施するため、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年九月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正）

第一条　高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（免状の交付に係る手続） **第二条**　法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略）	（免状の交付に係る手続） **第二条**　法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略）